

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和3年度第1回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和3年7月30日(金) 10:00~11:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6名/6名中	藤原里佐、菊地秀一、齋藤優希、白取信子、豊田直美、前田元照(敬称略)
傍聴者数	1名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の会議では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員の設定」 ・「保育所の整備計画及び認可」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等については、事業者の資産状況等が含まれること等から非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【主な委員意見・質問】</p> <p>○が委員の発言 →が事務局回答</p> <p>○個別の議事とは別に、札幌市全体の施設運営について意見がある。</p> <p>1点目は先日、厚生労働省から「不適切な保育」の全国実態調査結果が発表された。これを踏まえ、保育の質を確保するための取り組みを進めてほしい。</p> <p>2点目は、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢にも影響しており、実際に失業や就業日数の減少した方がいると聞いている。保護者の就労状況が変わり、子どもを預ける人が減ると、保育施設の経営にも影響が出るため、これら状況の変化も踏まえた保育施策を進めてほしいと考える。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>資料1-1が施設の利用定員の案で、保育所2件、小規模保育事業A型1件の利用定員の設定となっている。</p> <p>保育所は2件とも新設で、2・3号定員が80人の増加となる。小規模保育事業A型は認可外保育施設からの移行で、3号定員が19人の増加となる。合わせて、この度設定される利用定員総数は99人となる。</p>

○資料 1－2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

資料 1－2 の需給計画の進捗状況を説明する。これは資料 1－1 でご説明した案件を原案のとおり設定した場合、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示している。

表の一番左から行政区名、年齢区分となっており、その隣の「R3.4 供給量(A)」が今年 4 月時点の供給量、その右が本年度中に決定する確保方策ごとの供給量となっている。今回ご審議いただく整備案件で確保する供給量のほか、今年 3 月に開催した令和 2 年度第 4 回認可・確認部会でご審議いただいた案件や既存施設の定員変更等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を「①～⑦合計(B)」で示している。

今回の整備計画についてご承認いただいた場合、既にご承認いただいている分も含めると、令和 3 年度において、全市の欄の 78 人、441 人、363 人、402 人の合計 1,284 人分の供給量を確保できる見込みとなっている。

また、「R4.4 供給量(C)」欄では A に B を加えた来年 4 月の供給量、さらにその右側の「R4.4 ニーズ量(D)」欄には同じく来年 4 月の保育のニーズ量を示している。

この供給量とニーズ量の差、つまり (C) と (D) の差を一番右側の「需給状況」で示している。全市として 2 号保育は不足しているものの、2 号教育と合算すると充足する状況にまで整備が進んでいるところ。ただ一部の区においては供給量が不足している区分もまだ残っている。

子ども・子育て支援事業計画については、令和 4 年度に計画期間の中間年を迎えることから、計画見直しの必要性を検討するため、今年度内に保育ニーズ調査を実施する予定としており、調査結果などを踏まえ今後の供給量の確保の方策について検討したいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○施設整備が進んでいるとのことだが、希望する園に入れず待機になっているケースなどは、この資料に反映されていないと思うが、このような問題についてどう考えているのか。

→この資料は、あくまで全体の需要と供給を示しており、そのような個別理由での待機は反映できない。希望園に入所できないとして待機しているケースでも、その理由は、特定の園に通わせたいといったものから、上の子と下の子を同じ園に通わせたいといったものまで多岐にわたっている。

実際の対応としては、きょうだいの同時入所などの理由に該当する場合は、入所決定の点数に加点するなどの運用をしているところ。

上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。

<p>2. 保育所 (新設)の 整備計画及 び認可につ いて</p>	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料2「保育所(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>審議いただくものは、全部で2件あり、1件目が補助金を使わない自主整備、2件目が建物を新築した上でそれを賃貸して整備するものとなる。</p> <p>今回の募集は、保育定員の拡大が必要な中央区、西区、手稲区の3区を対象とし、さらに募集対象の区内でも特に整備の必要性が高い小学校区に整備地域を限定している。この必要性については、札幌市では保育所等の利用者は自宅近隣の施設を利用したいという要望が多いことから、小学校区ごとに需給バランスに応じた整備の必要度を高い順にA、B1、B2、Cと設定したものを公開している。以前の募集ではこの必要度は必須条件としていなかったが、必要な新規整備の量も少なくなってきたことなどから、その残り少ない整備がより必要性の高い地域でされるように、必要度の高いA、B1の区域に限定した募集とした。</p> <p>資料2-1の審査案件一覧をご説明する。今回の審査案件は2件で、どちらも令和4年4月1日開園の予定となっている。</p> <p>各整備計画の審査結果について、まずは確認内容をご説明する。</p> <p>まず、「事業計画との整合性」「設置地域における当該施設の必要性」では、札幌市で定めた「第4次さっぽろ子ども未来プラン」での保育の需要計画に対して整備が過剰になっていないこと等を確認している。</p> <p>次に「用地の確保状況」では、土地を自己所有またはその準備ができていないことを確認している。また、今回の募集の主である「賃貸物件」での整備については保育に必要なスペースが、適切な条件で借りる準備ができていないかを確認している。</p> <p>「施設の基本プラン」では、必要な部屋・設備が設置されて面積等の基準を満たしていることを確認している。</p> <p>「資金計画」については、整備に必要な資金を確保していることを確認している。さらに株式会社や合同会社の場合は、年間の運営費の1/12、物件を賃貸する場合は年間の賃貸費用、それに加えて1千万円を普通預金等で保有している必要があり、その確認をしている。また、3期以上連続しての損失計上がないこと及び、債務超過状態でないことを確認している。</p> <p>「設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。</p> <p>「設置主体の役員構成」では、株式会社等の場合は「運営委員」を設置することを求めているため、設置の予定があること、さらに学識経験者等の保育に知見のある方が委員へ参画する予定であることなどを確認している。</p> <p>最後に「準備状況」として、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。</p> <p>続けて、それぞれの施設についてご説明する。</p> <p>1番の「木育こどもの家宮の森保育園」は「株式会社よつ葉」が中央区宮の森に整備する定員40人の保育所で、自己所有の2階建ての建物を整備する計画。</p>
--	--

屋外遊技場は敷地内に設けることが困難であるため、近隣の公園を代替園庭とする予定。

2階建てだが、1階はほぼ玄関のみで、2階に保育室等を確保する計画となっている。2階に保育室等を設ける場合には屋外階段の設置等の対策をする必要があり、その設置計画があることを確認している。

また、自己資金と借入金で必要な資金を確保し、本整備は補助金を受給しない自主整備となっている。

なお当該事業者は、市内で保育所1園、小規模保育事業施設4園を運営している。

2番の「新発寒みつばち保育園」は「合同会社 SANSUI」が手稲区新発寒に整備する定員40人の保育所で、新たに建築される3階建て賃貸ビルに整備するもの。

屋外遊技場は敷地内に設置し、うち一部は屋上園庭で確保する計画。

保育室等は1階と2階に設置する予定で、こちらも屋外階段の設置などの対策を行うことを確認している。また3階は屋上園庭となっている。

なお当該事業者は、市内で小規模保育事業施設1園を運営しているほか、江別市でも保育所を1園運営している。

以上、2件の計画につきましては、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 小規模 保育事業 (認可外移 行)の整備 計画及び認 可について

【事務局説明】

○資料3「小規模保育事業(認可外移行)の整備計画及び認可」を用いて説明

既存の認可外保育施設から認可保育施設への移行計画についてご説明する。

資料3-1のとおり、今回の審査案件は1件で、「合同会社 REIWA」が西区西野で運営している認可外保育施設「すまいる保育園」を小規模保育事業A型に移行するもの、移行後の利用定員は19人となっている。

整備計画の概要を説明する。

令和2年5月より運営している認可外保育施設を小規模保育事業A型に移行する計画で、既存の3階建の建物の1階テナント部分に入居している園舎を、そのまま活用する予定となっている。なお、この建物の2、3階は集合住宅である。

そのため整備は不要だが、合同会社による設立であるため、「資金計画」として、年間事業費の1/12と1年分の賃借料を確保していることを確認している。

屋上園庭については、近隣公園を代替園庭として利用する予定となっている。

また、小規模保育事業では、名前のとおり小規模な運営となり体制も小さいため、「保育内容の支援」、「代替保育」及び「卒園後の受け皿」を提供する施設が必要とな

るが、これも確保されていることを確認している。

以上、審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○近年、保育施設の新設について、周辺住民からクレームが寄せられる事例が報道されているが、どのような対応を行っているか。

→本件については、既に運営している認可外保育施設のため、近隣にも受け入れられている施設と考えているが、必要に応じて丁寧な近隣説明を行うなど、事業者には助言していく。